

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016～2021年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員188行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	293	115	0	0
2017年度	352	106	0	0
2018年度	256	114	2	1
2019年度	210	131	1	1
2020年度	99	64	0	0
2021年度	16	39	0	0

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	291	290	99.7%
2017年度	350	346	98.9%
2018年度	252	250	99.2%
2019年度	207	207	100.0%
2020年度	99	98	99.0%
2021年度	16	16	100.0%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金主義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性はある。

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2022年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員188行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2022年度	47	41	1	0
2022年4月～6月	1	2	1	0
2022年7月～9月	3	6	0	0
2022年10月～12月	25	21	0	0
2023年1月～3月	18	12	0	0
2023年度	11	17	0	0
2023年4月～6月	4	8	0	0
2023年7月～9月	1	1	0	0
2023年10月～12月	4	8	0	0
2024年1月～3月	2	0	0	0
2024年度	9	7	0	0
2024年4月～6月	6	2	0	0
2024年7月～9月	3	5	0	0
2024年10月～12月	0	0	0	0
2025年1月～3月	0	0	0	0
2025年度	0	0	0	0
2025年4月～6月	0	0	0	0
2025年7月～9月				
2025年10月～12月				
2026年1月～3月				

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2022年度	46	46	100.0%
2022年4月～6月	1	1	100.0%
2022年7月～9月	3	3	100.0%
2022年10月～12月	25	25	100.0%
2023年1月～3月	17	17	100.0%
2023年度	11	11	100.0%
2023年4月～6月	4	4	100.0%
2023年7月～9月	1	1	100.0%
2023年10月～12月	4	4	100.0%
2024年1月～3月	2	2	100.0%
2024年度	9	8	88.9%
2024年4月～6月	6	5	83.3%
2024年7月～9月	3	3	100.0%
2024年10月～12月	0	0	-
2025年1月～3月	0	0	-
2025年度	0	0	-
2025年4月～6月	0	0	-
2025年7月～9月			
2025年10月～12月			
2026年1月～3月			

(注1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

図1: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

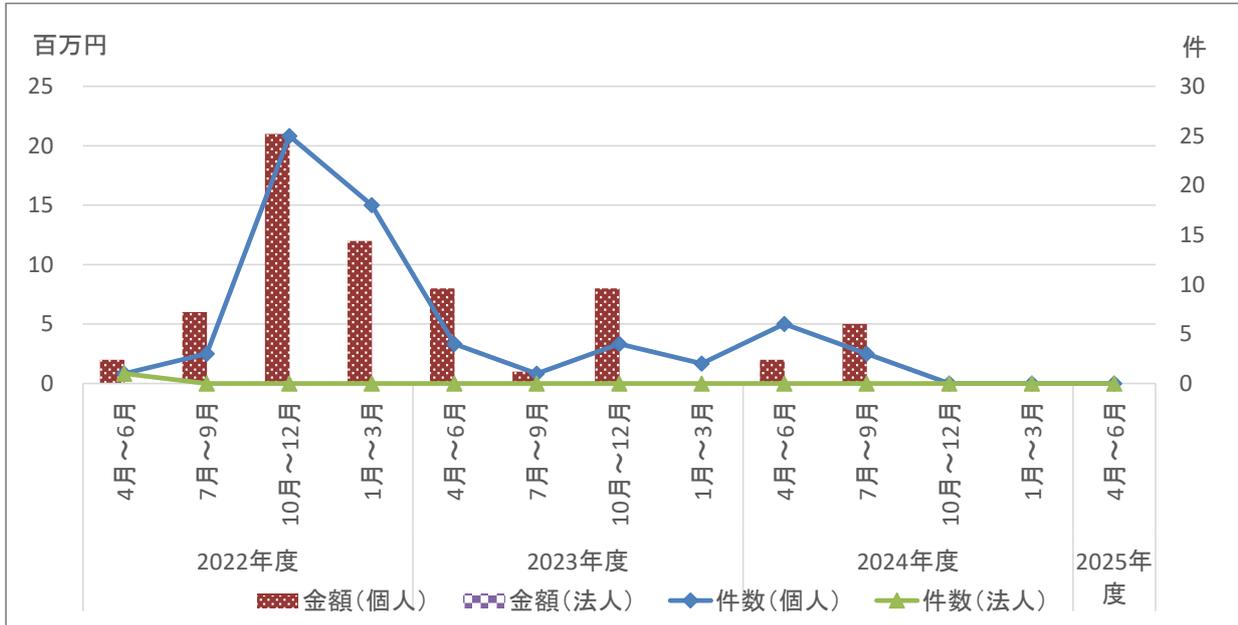
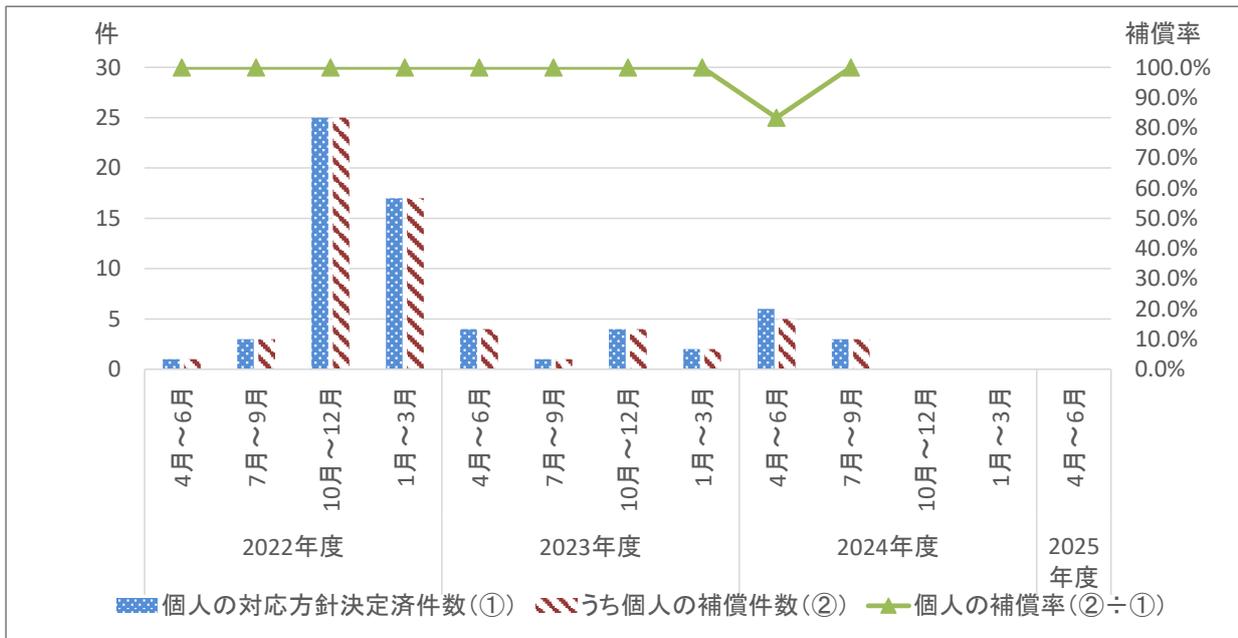


図2: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上